いわない 議会だより

発行　岩内町議会
編集　議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字清住258
☎　0135-62-1011
FAX　0135-62-3465
メールアドレス
iw-gikai.282283@water.ocn.ne.jp

平成24年10月19日　岩宇町村議会議員研修会が
共和町生涯学習センターで開催されました。

2012.11
No.118

第３回定例会報告……P2
５会派の議員による一般質問……P３

定例会報告

教育委員　井筒清美氏・本田和夫氏に同意
人権擁護委員　氏川ひとみ氏を推せん

平成二十四年度各会計補正予算等を審議する第三回定例会は、九月七日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。

九月十八日に再開し、五名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続いて議案の審議を行い、全議案を原案どおり可決し、九月二十一日閉会しました。

審議した案件

全議案は原案どおり可決されました。

《予　算》

○平成二十四年度一般会計補正予算
公共用施設維持修繕・維持補修基金積立金三千八百万円及び敷島内地区地上デジタル放送共聴施設設置等工事費約三千二百五十三万円などを追加補正しました。

○平成二十四年度国民健康保険特別会計補正予算
国庫支出金超過交付返納金約二千百八十五万五千円などを追加補正しました。

《条例設定・改正》

○岩内町公共下水道区域外流入に関する条例設定
岩内町公共下水道事業計画区域外から公共下水道に下水を排除することにより公共下水道を使用する場合の許可基準等を定めるため、岩内町公共下水道区域外流入に関する条例を制定しました。

○岩内町防災会議条例及び岩内町災害対策本部条例の一部を改正する条例設定
災害対策基本法の一部改正に伴い、防災会議の所管事務及び委員の任命等について、所要の改正をしました。

○岩内町公共下水道条例の一部を改正する条例設定
下水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

《認　定》

○平成二十三年度一般会計歳入歳出決算認定
○平成二十三年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
○平成二十三年度臨海部土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定
○平成二十三年度公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定
○平成二十三年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定
○平成二十三年度深層水事業特別会計歳入歳出決算認定
○平成二十三年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
○平成二十三年度水道事業会計歳入歳出決算認定
○平成二十三年度下水道事業会計歳入歳出決算認定
平成二十三年度各会計歳入歳出決算を認定しました。

《人　事》

○教育委員会委員の任命同意
井筒清美氏・本田和夫氏の任命に同意しました。

○人権擁護委員候補者の推せん
氏川ひとみ氏を推せんしました。

審議した意見書

○中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書
○自治体における防災・減災のための事業に対する早急な規制強化等を求める意見書
○「脱法ドラック」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書
○米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書
○共通番号制度・マイナンバー法案の撤回を求める意見書

谷口雅史議員（公明党）

幼児、児童及び高齢者の自転車用ヘルメットの公費助成を

■質　問■

最近、子供がヘルメットをかぶって父親と練習をしている姿が目立ちます。子供の事故で最も多いのが、自転車に乗っているときの事故です。最もケガをしやすいと言われているのが「頭部」です。小さいころから「自転車に乗るときはヘルメットをかぶる」ことを習慣づけ、大切な子供の命を守ることが大事です。　今、多くの自治体で児童自転車用ヘルメットの購入費の一部を公費助成する自治体が増えております。補助対象ヘルメットは、SGマークが貼付された新品の自転車ヘルメットになります。

そこで伺います。

一、町民の自転車を利用する幼児、児童及び高齢者にヘルメットの着用を促進するため、ヘルメット購入にかかる費用の一部を補助の予定はあるか。

■町　長■

一、交通事故時等での被害の軽減は、大変重要なことですが、第一義的には、交通事故の減少・撲滅のための各種取り組みを進めていくことが重要であると考えています。

町では、毎年、各小学校において、警察署と交通安全推進委員会の共同により、交通安全教室を開催し、また、高齢者には、春や秋の交通安全運動期間にパンフレットを配布し、交通事故に遭わないための周知活動を行っています。

現時点で、自転車用ヘルメットの購入費用への補助の予定をしていませんが、今後とも、各種講習や街頭等における周知活動や注意喚起などを行い、合わせて、ヘルメットの着用による頭部への衝撃軽減の有用性については評価できますので、広報紙等において保護者などへ周知を図りながら、関係機関、団体とも協力し、啓発活動を進めます。

国民年金保険料の後納制度について

■質　問■

広報いわないで、国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせがありました。平成二十四年十月一日から三年間に限り、納め忘れた保険料を十年前まで遡って納めることができるようになります。

この保険料後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる事になります。

十年以内に納め忘れた保険料がある方は、この機会に納付できる事となります。

そこで伺います。

一、後納制度に対する、町長の所見は。

二、後納制度の申し込みが八月から始まり、現時点で何名の申し込みがあったか。

三、防災無線などもっと広報に大きく周知方法を充実されたほうが良いのでは。

■町　長■

一、平成二十四年十月一日から三年間に限り、国民年金保険料の納付可能期間を二年から十年に延長する措置が講じられました。

これにより、年金額を増やすため、あるいは年金受給条件を満たすため、納めたくても納める期間がないなどの事情がある方々にとっては、この後納制度を利用することによって高齢期の所得が確保されることとなり、対象となる方々には適当な措置であると考えています。

二、八月一日から九月十四日までに町の窓口に申し込みはありませんが、相談件数は三件です。

三、一番肝心な事項は、今回の措置の対象となるかどうかの判断ですが、個人それぞれ、これまでの生活事情や保険料の納付状況から対象者として該当しない場合も考えられるため、町民の方々の推測等により混乱が生じないよう、制度等の周知方法は、年金事務所から広報誌への掲載依頼があった原稿に基づき、忠実にお知らせするよう配意します。

永井　明　議員（志政クラブ）

住宅対策の課題について

■質　問■

町営住宅の約七十％が耐用年数の半分を経過しており居住者ニーズにあわせた住戸改善等の整備施策の推進が求められてきました。町営住宅ストック活用計画により大規模な建て替え事業が推進され、現在までに東山団地・大浜団地・栄団地の整備が進められ東宮園団地もあわせ住環境の大幅な改善がなされ町営住宅の適正戸数への移行の足がかりも築かれたところであります。

一、計画的な公募を促進し管理戸数の適正化を図るとありますが、今後の事業計画の基本的な考え方と町が考える適正管理戸数とはどの程度を考えているか。

二、団地別活用計画が策定されており、宮園団地・野東団地は平成三十九年まで活用しそれ以降は再検討とあります。

屋根改修や外壁塗装等の改修は行われたものの内部修繕は実施されておりません。浴室の設置も含めた改修をと考えますがいかがか。

三、中心市街地における賃貸住宅情報の提供や、空家の活用および共同住宅等の建設にかかる技術、資金等の相談窓口となる施設は大変意義のあるものと思われます。他事業との連携も考えられるところから情報発信施設の設置を強く望みます。

四、二十三年度の住宅使用料の滞納額は約一億四千万円となっており、平成十九年度よりその改善を図る施策として訴えの提起に踏み込みました。この実施によって滞納額の状況はどのように変化したのか又、費用対効果の面から考えて、町としての評価はいかが。

■町　長■

一、町営住宅の建設は、岩内大火後の災害復旧住宅から昭和五十五年の野東団地まで順次進められ、さらに、平成二十四年度までに四つの団地の建替を行ってきましたが、未だに全体の七十％が耐用年数の二分の一以上を経過し、老朽化が進んでいる状態です。

こうしたことから町は、公営住宅ストックの効率的かつ円滑的な更新及びライフサイクルコストの縮減等を目的として、今年度策定する公営住宅等長寿命化計画を推進しており、今後の住宅対策全般の施策を想定した中で、適正な公募の実施等も含めた課題解決の方向性を決定したいと考えています。

また、町で想定している町営住宅の適正な管理戸数は、平成三十九年で約九百七十戸と考えていますが、公営住宅等長寿命化計画で再度、将来人口等にともなう対策を考慮し、管理戸数を見直ししたいと考えています。

二、岩内町営住宅ストック総合活用計画において、宮園及び野東団地は平成三十九年までの継続使用団地として位置付け、外壁及び屋根改修を順次進めてきました。

こうした中、町営住宅等のストック事業における浴室改修などは、居住向上改善として可能な事業となっていますが、両団地においては浴室の改修だけでなく、内部造作の床や壁についても傷みが激しく、大規模な改修が必要となるものと考えています。

したがいまして、公営住宅等長寿命化計画策定の中で、今後の公営住宅のあり方やストック改修事業等に係る計画・構想期間の事業内容について、関係部局の担当者のみならず、民間委員も出席する策定委員会で、忌憚のないご意見もいただきながら、検討したいと考えています。

三、平成二十三年三月に町内建設関係事業者を対象に、今後の共通の検討課題として取り組んでいく事を確認したところです。

また、情報サポートセンターの設置につきましては、関係団体との調整が整わなかったことから、情報サポートセンターの設置には至っておりません。

しかしながら、町内における民間のアパート・貸家情報の提供につきましては、町のホームページにおいても、情報提供を始め、町内外の問い合わせに対応しているところです。

また、既存住宅のリフォーム相談窓口や耐震

改修相談窓口を設置し、各種の対応を行っているところです。

岩内町住生活基本計画において、各種制度等についての情報提供・相談機能の充実等について取り組むこととしており、情報発信施設の設置についても、住宅対策実現に関する手法の一つとして、今後検討したいと考えています。

四、訴えの提起につきましては、住宅使用料等の滞納が無く納付している入居者との不公平感の是正と、滞納対策の強化を図るため実施しているところです。

訴えの提起の実施による、滞納額の状況についてですが、未納額は年々増加し、平成二十三年度では一億四千百九十一万七千二百七十七円となっています。

次に、訴えの提起における費用対効果につきましては、数値の面からの評価だけでは効果を表すことはできませんが、訴えの提起を実施することにより、滞納者側から場合によっては、訴訟対象となるという危機感が確認できる状況となっています。

訴えの提起に関する町の評価としては、既存滞納者並びに町民に対して、悪質滞納者に対する町の姿勢を示す中では十分評価できる事業であると認識しています。

下水道の接続促進について

■質　問■

平成十七年から本格的な供用開始が行われた岩内町の下水道事業は、工事もほぼ計画通りに進み、町民の住環境の改善に寄与しているものと思われます。

しかし、普及率の面を見ると平成二十二年度末で四十四．七％で近隣の倶知安町の八十一．一％・余市町の七十九．六％、そして全道平均の八十九．四％と比較しても低水準で推移しているのが見て取れます。下水道経営を考える上でもっとも基本となる下水道への接続促進策、言い換えれば下水道整備区域で未接続をいかに早期に解消し、使用料収入の増大に結びつけるのか、現状と今後の取り組みに絞って伺います。

一、供用開始後三年以内に接続が条例により義務づけられている区域において、未だ未接続の件数はどの程度か、そのなかでアパート・マンションといった集合賃貸住宅の割合はどうなっているか。

二、接続義務者が本来納めるべき使用料収入が全体収入に与える年間の金額はどの程度になると見込まれているのか。

三、接続促進につき町としてどのような取り組みをしているのか、又接続を呼びかけた世帯への確認等追跡調査は行っているのか。

四、九月十日の下水道の日との連携で広く普及促進を図るべきと思います。又、怒濤祭り会場において行われていたＰＲ活動を何故止めたのか、今後ともイベント会場でのＰＲ活動を積極的に推進すべきと考えるがいかが。

■町　長■

一、平成二十三年度末の未接続件数は、千九百三十七件です。

その内、集合賃貸住宅の戸数は、二百二十二件、十一．五％となっています。

二、接続義務者は、三千二百九十四件であり、一件当たりの一ヵ月の下水道の使用量を十三立方ｍと想定した場合、納めるべき使用料はおよそ九千七百万円と想定されます。

三、汚水管渠布設工事の住民説明の際に接続協力をお願いするとともに、排水設備の接続が可能になったときには、戸別に訪問して接続についてお願いしてます。

今後、未接続者への働きかけとして、未接続台帳を整備し、戸別訪問などにより情報収集を図るとともに、接続協力を呼びかけ、未接続者の解消を図るよう努力します。

四、平成十六年から四年間、怒濤祭りにおいて、ＰＲ活動を実施しています。

この活動は、下水道事業を開始するにあたり、下水道の基本的な事項について、町民に広く理解を深め、普及啓蒙を図ることを目的としたものでしたが、供用開始から三年が過ぎたこともあり、初期の目的はある程度、達せられたとの判断により、実施していないところです。

しかしながら、普及促進のためには、下水道が生活環境の快適さ、水質の保全に寄与するということのＰＲは重要であり、イベント会場等での啓蒙活動についても、今後、実施に向けて検討します。

■再質問■

岩内町の接続率は、対象戸数に対し、三十八・二％と低い接続率です。

接続率が、下水道収入に直結し、一般会計の圧迫を少なくするという意味からも啓蒙活動に力を入れてはと思うが、いかがか。

■町　長■

接続率の向上に向けて、ＰＲ活動はより有効であると認識しています。

九月十日は、下水道の日であり、他の自治体においては創意工夫のもと、ＰＲ活動をしています。

今後、本町におきましても、他の自治体を参考にし、下水道の日を中心に他の手法も含め、より効果的なＰＲ活動を行い、接続率の向上を図り、下水道事業経営の健全化に向けて鋭意努力します。

ヒートポンプ方式の導入について

■質　問■

一、はじめに、庁舎等工事にあたって補助制度がありますが、現在の申請状況等はどの様になっておりますか。

二、「ヒートポンプ方式」の導入に向けて検討がされておりますが、次の四点についてお伺します。

①、「ヒートポンプ方式」を導入するにあたり、どの程度の事業費を見込んでいますか。

②、「ヒートポンプ方式」導入にあたっては、環境省の「地方公共団体対策技術先導補助事業補助金等」がありますが、現在、町ではどの様な補助制度を想定し、また制度の内容はどの様になっていますか。

③、現在、町ではヒートポンプ方式を導入するために、庁舎等建設予定地において試験をされておりますが、どの様な工法で実施されていますか。

また、その結果、何ｍの深さで何度の温度が確認されたのかをお伺いします。

④、「ハイブリット型省エネ熱源システム ヒートポンプ」と町が燃料と想定しているＡ重油の併用型にするとコストはどの程度となりますか。

■町　長■

一、新庁舎は緊急防災・減災事業債、保健センターは過疎債の活用を目指し、事務手続きを進めています。

二、①仮に新庁舎一・二階に地中熱ヒートポンプを導入する場合、約一億六千万円の事業費が見込まれます。

②環境省所管の「グリーンニューディール基金事業」の事業申請を行っています。

③建設予定地において地下百ｍまで掘削し、採熱用Ｕ字管の埋設により熱効率の計測・解析を行っています。

④イニシャルコストは約二倍程度増加し、ランニングコストは約三分の二程度、ＣＯ２排出量は約二分の一程度に抑制されます。

今後、実施設計の中で再生可能エネルギーの活用に関する一定の結論を出したいと考えています。

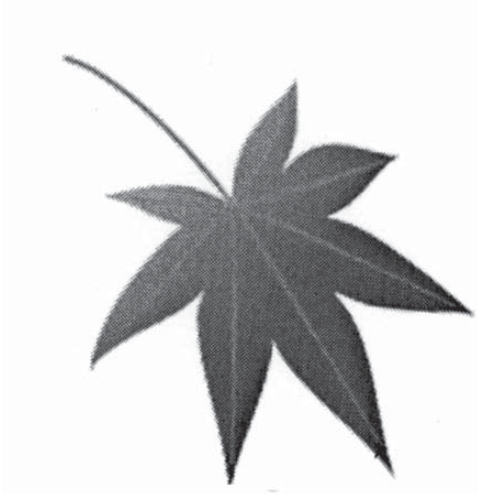

本堂秀利議員（日本共産党議員団）

防災対策について

■質　問■

一、道の修正防災基本計画の津波災害対策編に沿った作業が岩内町でも行われているが、どの程度進んでいるのか。

二、計画策定については地域住民に提起しながら、地域での合意形成をはかっていくことが必要と考えるが、基本的な考えについて。

三、北電は地域防災対策に対し積極的に協力することが義務付けられているが、避難に関して現在の協定には何も具体的取り決めはない。具体的に明記するべきと思うがいかがか。

四、風評被害などの規定も福島事故での東京電力の対応が全く不誠実極まるものだったことを教訓に、より厳格に規定することが必要と思うがいかがか。

五、放射能汚染について北電がどう責任を果たすのかについても明記することが必要と思うがいかがか。

六、再稼働について住民の意思を反映させる住民投票の実施を協定に明記するべきを思うがいかがか。

七、住民の安全と生命、財産を原子力災害から守ることは行政が住民に負っている最大の責務であり、この立場から現行の安全協定をより充実させていくことが求められていると思うがいかがか。

八、泊発電所周辺地域防災計画資料編で、「ＥＰＺについての技術的側面からの検討」は原子力防災計画の核心・前提ともいえる部分で、福島事故を経験して一年を経過し、なお、このような記述が残っている理由は何か。

九、原子力安全委員会決定の「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネージメントについて」は廃止措置している。完全に破綻し根拠を失った安全委員会の決定を防災計画の前提としていることについてどのように考えるか。

■町　長■

一、法律の改正や道の計画の修正を踏まえ、「地震防災計画編」を「地震・津波防災計画編」に拡充し、国や道の計画に沿った内容に修正するよう検討を行っています。

修正に際しては、津波により町がどの程度浸水するのかを予測する必要がありますが、現在、道において、津波浸水予測図の見直しを行っており、この結果によっては、避難所や避難経路、防災マップなどが変更となることも想定されます。

津波浸水予測図の見直しに伴った修正や検討が必要となる事項については、その見直し後に具体的な検討を行うこととなりますが、国や道における防災計画の基本的な方針を踏まえての修正や、町の考え方を整理すべき事項については、津波浸水予測図見直しの進捗状況にかかわらず、防災計画の修正作業を進めることが可能であることから、町の計画において修正が必要となる箇所の洗い出し作業を進めている状況にあり、この洗い出しによって得られた課題については、町内部組織や関係機関等との協議・検討を進め、早期に計画の修正が行えるよう取り進めて参ります。

二、本年六月の「災害対策基本法の一部を改正する法律」の施行により、計画を定めている防災会議において、これまでの委員に、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」が加えられています。

新たに任命する委員については、国からの通知で「広く自主防災組織の代表者等や大学教授等の研究者のほか、ボランティアなどのＮＰＯや、女性・高齢者・障害者団体等の代表者等を想定している」とされています。

町としては、通知の趣旨を踏まえ、町内会や女性団体のほか、高齢者団体などに委員の推薦を依頼し、任命したいと考えており、これにより、住民の意見をお聴きする機会があるものと考えています。

また、計画の修正の素案が決定した後、広報や町のホームページに掲載し、意見募集を行い、寄せられた意見を十分検討した上で、計画の修正案を防災会議に提案して参りたいと考えています。

三、安全協定第二十一条で北海道電力株式会社は、防災の充実、強化を図るとともに、発電所に係る地域防災対策に対し積極的に協力するものとすると記載されてます。

この中には、災害対策基本法、更には原子力災害対策特別措置法に基づいた、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策など、具体的な防災体制の充実や強化といった内容が含まれており、現段階において、事業者責任を安全協定に明記する必要はないものと考えます。

四、原子力発電所などによる損害賠償や風評被害については、昭和三十六年に制定された「原子力損害の賠償に関する法律」に基づいて対応することとなってます。

この法律は、平成十一年九月三十日に発生したJCO臨界事故を契機に、本法律の取り扱いが更に厳格化され、原子力事業者に対する損害の賠償責任が明記されていることから、現協定内容においても損害賠償などの事業者責任は、担保されているものと考えます。

五、放射能の除染については、基本的には、原子力災害対策特別措置法に基づいた対策を講ずることとなりますが、この法律の中で、事業者の責務が明記されてます。

また、安全協定第一条では、安全性の確保のため、関係諸法令に定める事項を遵守することとされており、現協定内容においても北海道電力の責任部分は網羅されているものと考えます。

六、安全協定は、泊発電所の保守運営に当たって、周辺地域住民の健康を守り、生活環境の保全を図るために必要な事項について、北海道並びに泊村、共和町、岩内町及び神恵内村と北海道電力との間で締結しているものであり、住民の意思を反映させる住民投票については、安全協定には馴染まないものと考えます。

七、安全協定は、先ほども申し上げたように、泊発電所の周辺地域住民の健康を守り、生活環境の保全を図るために必要な事項について、六者で締結したものであり、現段階において、協定の趣旨は十分担保されているものと認識してます。

しかしながら、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力行政が大きく変わろうとしている今日（こんにち）、さらなる知見が得られ、より充実した内容に改定すべき事由が生じたときは、地域住民の安全・安心の確保を最優先に、議論されるべきものと考えます。

八・九、国では、本年三月「原子力施設等の防災対策についての見直しに関する考え方について」の中間とりまとめを行ったところです。

この中間取りまとめを含む防災指針については、今月十九日に発足する原子力規制委員会に引き継がれ、原子力規制委員会における見直しも反映された上で、原子力災害対策指針として法定化されることとなっています。

したがって、泊発電所周辺地域原子力防災計画を平成二十四年三月に修正した時点では、法的手続きを終えていない状況にあったことから、資料編については、記述を修正するに至らなかったものです。

また、「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネージメントについて」については、平成二十三年十月二十日付けで廃止されましたが、同日、新たに「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策について」が原子力安全委員会において決定されており、また、原子力災害対策指針が法定化されることとなっておりますので、泊発電所周辺地域原子力防災計画については、新たな指針を踏まえ、計画の策定・改定が行われ、原子力防災対策が強化されるものと考えています。

■再質問■

一、法の十五条、十六条、放射能除染の事業者責任について定められているが、福島事故を教訓とした場合、特に厳格に明記する必要があると考えるがいかがか。

二、泊発電所の再稼働については福島の事故を契機に国民の八割、九割が即時原発ゼロを望んでいるが、住民の意思を反映させなければと考えるがいかがか。

三、安全協定に関していえば、福島事故ではなきに等しいものだったことを考えたとき、原子力災害から住民の安全、生命を守る立場からもっと積極的にこの問題に対応することが求められていると思うがいかがか。

■町　長■

一、安全協定は、泊発電所の保守運営にあたって、周辺地域住民の健康を守り、生活環境の保全を図るために、必要な事項について、六者で締結したものですが、発電所の保守運営に、直接関わる事項については、法令に基づき、国の一元的な指揮・監督の下にあり、道および地元町村としては、地域住民の健康を守り、生活環境の保全を図る目的で、安全協定を締結したものです。

したがいまして、防災対策あるいは放射能の除染などに関する事業者責任については、現在の協定内容においても、安全協定の趣旨は十分担保されているものと認識してます。

二、泊発電所の再稼働については、新たな規制組織のもとで、国民の安全・安心を最優先に、国において厳正に審査・判断されるべきものと考えてます。

三、現段階において、協定の趣旨は、十分担保されているものと認識してます。

いずれにしても、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力行政が大きく変わろうとしている今日、安全協定の内容を改訂すべき事由が生じたときは、地域住民の安全・安心の確保を最優先に、議論されるべきものと考えてます。

障害者の交通権、精神障害者のバス割り引きについて

■質　問■

一、国道二二九号や国道五号を走るバス路線維持のため、岩内町近隣町村はどのような対策を立て助成を行っているか。

二、岩内町における精神疾患患者は治療のため町内外、後志圏内外の病院へ治療や通院をしているか。

三、精神障害を治療する病院は町内外、後志圏内では何箇所あるか。

四、国土交通省が改定した乗り合いバス標準運送約款はどのようなものか。

五、中央バスは障害者に対しどのような制度を施行しているか。

六、岩内町は新たな標準運送約款をどのように受けて止めているか。

七、中央バスは独自の約款を使用しているか。

八、標準運送約款に基づき精神障害者を運賃割り引きの対象に改める届け出の計画はあるか。

九、岩内町として、障害者・療育者と同じように精神障害者の交通権を保証するため事業者に働きかけることが大切と思いますが、いかがか。

■町　長■

一、神恵内線、雷電線、岩内円山線の三路線に補助金を支出しています。

二、三、町内では、岩内協会病院、後志圏内では、倶知安厚生病院、余市、小樽、後志圏外としては、札幌市内の精神科を有する病院へ通院。病院数は、町内一、後志圏内八の合計九カ所、なお、この他に、診療所数は、後志圏内六カ所。

四、運賃割引の対象者に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方々を加える旨の改正が行われ、本年九月三十日から施行されます。

五、運賃割引制度の対象となる範囲は、障害の程度が、第一種については、本人と介護者一名、第二種については、本人のみとなっており、割引率は五十％で、割引を受ける際には、料金支払時に身体障害者手帳又は療育手帳を提示することになっています。

六、身体・知的障害者の方々への運賃割引制度に加え、新たに精神障害者の方々への割引制度の拡大は、障害を持つ方にとって住み慣れた地域で生活し、社会復帰を図っていくうえで、大きな支援になるものと考えています。

七、八、当該バス事業者に確認したところ、九月十四日現在、国が示しています、改正前の一般乗合旅客自動車運送事業標準約款を使用しているとのことです。

本年九月三十日施行の新たな一般乗合旅客自動車運送事業標準約款に基づく精神障害者の割引制度につきまして、現在、検討中であるとの回答をいただいています。

九、国土交通省から各都道府県の陸運局へ通知がなされており、陸運局から各地域のバス事業者に対し、特段の事情がない限り、改正後の一般乗合自動車運送事業標準約款の規定を運用するよう指導することになっています。

北海道としても、要望書を提出しているところであり、九月三十日に施行される新たな標準約款の適用について、今回の改正趣旨をご理解のうえ、真摯に検討されるよう現時点においては、経緯を見守りたいと考えています。

志賀　昇　議員（清和クラブ）

有害鳥獣の駆除対策について

■質　問■

有害鳥獣対策は、主に農産物等の被害防止と、環境保全のため、毎年度、農林水産業費の中で、補助金として予算計上され、取り組まれています。

この様な状況の中で、今、一番望まれている環境対策として、近年特に、カラスの生息数は、激増状態にあり、住民の間では、カラスによる、ゴミの散乱に悩まされ、春の子育て時期には、人間に襲撃を加えるなど、様々な問題が発生している状況であります。

しかし、有害鳥獣であっても、生態系には充分配意しなければならないものと考えますので、実施する際には、充分に調査検討を行い駆除すべきと考えます。

一、増え続けた、カラスの駆除対策をどのように進めるのか。

二、過去に取り組んだ年度ごとの実績は。

三、有害鳥獣駆除に対する猟友会の育成と補助を今後どの様に取り組むのか。

■町　長■

一、二、現在、農業被害の未然防止を目的として、岩内町有害鳥獣駆除協力会に対して、猟銃による駆除を依頼しているところであり、この事業による、直近十年間の駆除実績は、おおよそ毎年度百羽程度の駆除実績となっています。

現状での、カラスによる農業被害については、農業生産を脅かすような被害は顕在化しておらず現状の駆除事業が、一定の効果を上げているものと考えていますが、生活環境に及ぼす被害や、今後の農業被害の増加も懸念され、さらには、カラスのみならず、その個体数が増加傾向といわれている、エゾシカやアライグマによる農産物被害も心配されるところです。

町ではトドを対象とした鳥獣被害防止計画を策定していますが、カラス、エゾシカ、アライグマ、キツネ等を対象鳥獣に加え、被害防止体制の構築を含めた、総合的な対策が図られるよう検討したいと考えています。

三、猟友会員は、有害鳥獣駆除対策の中心的となる方々と理解していますが、狩猟者の減少や、高齢化が課題となっており、町においても同様な課題があると認識しています。

このため平成二十年二月、「鳥獣による農林水産業等に係わる被害の防止のための特別措置に関する法律」が施行され、駆除を担う鳥獣被害対策実施隊に、地域の猟友会会員を含めることによって、狩猟税の軽減、公務災害の適用等の優遇措置が適用されることになりました。

しかし、この優遇措置を受けるためには、鳥獣被害対策実施隊員を、非常勤の公務員として、市町村長が任命することが求められていますので、猟友会育成の観点からも、法律に基づく鳥獣被害対策実施隊の設置、猟友会会員の隊員への位置付けについて、検討したいと考えています。

■再質問■

住民が望んでることは、カラスの環境対策です。

糞があちこちにばら撒かれて、それが清掃されることもなく、雨が降ってやっと消えていくというような状況です。

そういった面でカラスの環境対策は、今望まれている今一番大事な環境対策だと思いますので、おとり囲いについて、お伺いします。

■町　長■

カラス駆除対策に関わる、囲いワナの設置についての捕獲実績は、昭和六十三年は千六百四十二羽、平成元年は千三百二十羽となっておりますが、市街地から離れた場所において、鳥獣保護法に基づく北海道の許可を受けながら実施されたものでありますので、今後においても、適地の模索およびペット等への配慮も念頭に、捕獲・駆除の手法について検討して参りたいと考えています。

たら丸市場の活用とさらなる活性化について

■質　問■

たら丸市場につきましては、平成九年にマリンプラザ自由広場を建設整備し、その広場の一部分にたら丸市場が、開設されました。

当初は、出店数も多く、入り込み数も当時の報告では、約六万人と報告され、岩内町の顔となり、商業関連施設として、観光振興に大きな成果を上げ、期待されていた施設でありました。

しかし、近年の状況は、活気と熱意は見られず、継続して取り組む姿勢がうすれているように思われますし、出店件数更には、入り込み数も激減としか言いようがありません。

一、激減した、たら丸市場の今後の活用と活性化をどの様に取り組むのか、お伺いします。

二、平成九年以降の出店数及び入り込み数の実績について、お伺いします。

■町　長■

一、平成九年に岩内駅跡地再開発計画であるマリンプラザ構想の中で、マリンプラザ自由広場を建設し、広場内にタラ丸市場が開設され、現在に至っております。

開設当初は、近隣町村にない形態の市場として注目され、大変にぎわいを得ていたところですが、経営者の高齢化や店舗の老朽化などの理由から、現在は四店の出店となっているところであります。

町としてもこれまで、土曜日、日曜日などに臨時的に物産などの販売をする方に対して、使用料の減免などを実施しておりますが、出店に伴う費用負担などから新たな出店もなく、それに呼応するように、タラ丸市場の観光客も年々減少している状況です。

例年、出店者で構成するタラ丸市場会の会員、事務局である商工会議所などの関係者と協議し、新たなイベントの開催や、魅力ある商品づくりを進めているものの、集客増にはつながっていないところであります。

いずれにいたしましても、毎年多くの観光客が道の駅や木田美術館などの周辺施設を訪れておりますので、道の駅と連動した魅力ある施設となるよう、引き続き検討してまいりたいと考えております。

二、タラ丸市場の出店者からなる市場会からの報告によりますと、平成九年　出店者八店　入込み数六万千七百六十人。平成十年　出店者八店　入込み数四万四百十八人。平成十一年　出店者八店　入込み数五万六千六百三十九人。平成十二年　出店者七店　入込み数五万五百八十三人。平成十三年　出店者七店　入込み数四万八千七百三十人。平成十四年　出店者五店　入込み数四万六千四百四十三人。平成十五年　出店者五店　入込み数二万五千九百二十四人。平成十六年　出店者五店　入込み数二万六千四十三人。平成十七年　出店者五店　入込み数一万五千二百五十四人。平成十八年　出店者五店　入込み数三万三千百二十九人。平成十九年　出店者五店　入込み数二万五千六百三十六人。平成二十年　出店者五店　入込み数一万三千九百四十六人。平成二十一年出店者五店　入込み数一万三千百八十九人。平成二十二年　出店者四店　入込み数一万四百九十七人。平成二十三年　出店者四店入込み数六千二百五十二人となっております。

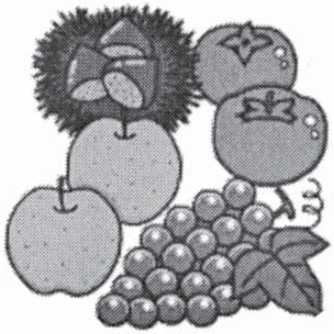

水産振興対策について

■質　問■

最も新しい町勢要覧の中に、漁業に関して、海の恵みを採る・育てるとして、積極的な栽培漁業の推進、種苗放流や藻場造成の取り組みとして、「マゾイ」の種苗放事業、「ウニ」や「ナマコ」等、前浜における資源増大事業、さらに、磯焼け対策として海中林を中心とした浅海藻場造成試験事業を支援し、資源の回復をめざしていると記載されております。

一、これらの取り組みの進捗状況と今後の展望についてお伺いします。

二、同じ項に、「ニシン」の放流事業として、北海道の支援を受け、平成二十年から行っている「ニシン放流事業」は、平成二十三年度から新たに三年間で四十万尾の放流を行っているとあるが、これまでの事業効果と今後の展望についてお伺いします。

■町　長■

一、マゾイ種苗放流事業については、毎年、マゾイ種苗一万尾を放流していますが、マゾイは高級魚であり、その資源増大により、漁業経営の改善に果たす役割は、大きいものと考えていますが、成長が遅く、漁獲サイズまで成長するためには、長い年月を要することが指摘されていますので、長期的な視点での種苗放流の継続が、重要と考えています。

前浜資源増大事業については、ウニに特化せず、ナマコ、アワビ等を含めた前浜資源増大事業として、平成二十四年度より開始し、事業の進捗については、ナマコなどの前浜の資源調査を実施し、データの蓄積を行っており、特にナマコについては、北海道の指導を受けて、ナマコの自己復元力に基づいた、資源増大試験をはじめたところですが、この展望については、今後の事業結果を見て、判断したいと考えています。

浅海藻場造成試験事業、いわゆる磯焼け対策については、移殖したコンブで海中林をつくり、ウニの実入り改善を図る方法があり、磯焼けの著しい敷島内海岸では、この方法が経費の面でも効果的であるとのことから、現在、岩内港内で餌料用のコンブを育成し、それを移殖し、ウニの実入り改善を図る方法について、岩内郡漁協浅海部会等とともに、その実用化試験を行っています。

この事業の展望につきましては、課題があるものの、岩内港内での餌料用コンブの養殖方法については、見通しが得られており、今後、技術の完成度を高めることにより、地域にあった磯焼け対策が図られるものと考えています。

二、北海道の「日本海ニシン栽培漁業総合対策事業」の成果として、当海域のニシンには、放流稚魚と同じ石狩湾系群ニシンも含まれること、放流海域で天然稚魚が確認され、ニシン資源の再生産可能な環境条件が存在し、資源増大の可能性が高いことが示されました。

この結果を受け、海域に適した放流技術の確立を目的として、平成二十三年度から「日本海ニシン資源増大事業」として、ニシン放流数を四十万尾として、事業が三年間継続されることになったものであります。

本事業の今後の見通しにつきましては、さらなる事業結果の蓄積が必要と判断しており、その後において、この事業の見通しが明確になるものと考えています。

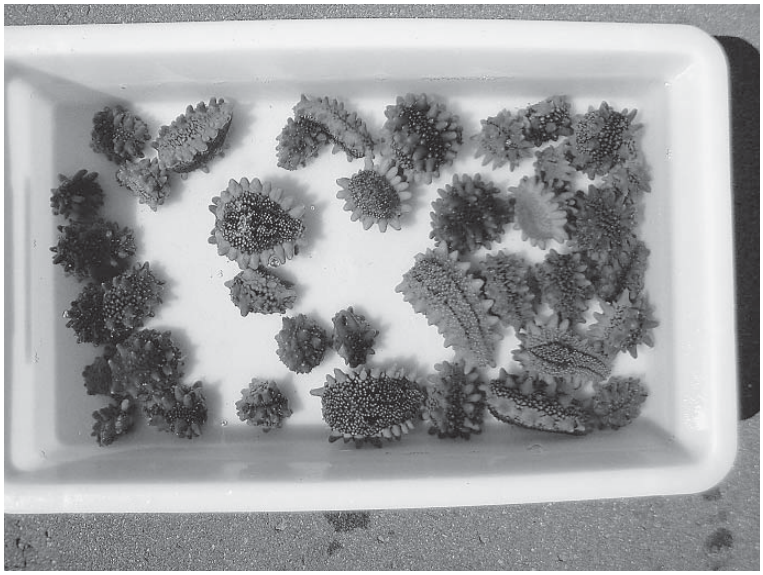

前田直久 議員（市民自治を考える会）

原子力発電所について

■質　問■

一、福島第一原子力発電所事故調査報告書を読み、どのような感想を持っているか。

二、町長の原発に対する基本的な認識について、昨年九月二十二日開催の原特委での質問に対し、「原子力村、国さえも信用できない。イデオロギーの問題ということでありますけれども、私の考えとしては、原子力はあくまでもサイエンスであろうと思っております。」と答弁していますが、六月定例会での泊発電所の再稼働についての質問では、「最終的には政治レベルで判断されるものと認識しています。」と答えていますが、町長の原子力発電の基本認識サイエンスが政治というイデオロギーに変えさせたのは、三月一日発行された民間事故調報告書によるのもですか。

三、国会事故調委員長が報告書の序文で述べている事故原因について。

四、泊発電所の再稼働について、国を信頼できるか。

五、東電の姿勢は「原発を扱う事業者としての資格があるのか」と批判していますが、北電と東電に相違はあるのか。

六、オフサイトセンターの移設についておたずねします。

七、オフサイトセンターの問題は、立地四カ町村の意見だけでなく後志全町村の意見集約が必要となってくると思うが、いかがか。

八、北電が計画する泊発電所の防潮堤の高さは、日本原子力学会標準委員会評価手順書によって決定されたものでしょうか。

■町　長■

一、民間、東京電力、国会、そして政府の各事故調査委員会の報告とも、相当な時間と労力を割いて事故の調査・検証を行い、報告書として取りまとめたものと承知しているところです。

これらの報告書では、地震による影響など一部評価が異なるものの、総じて事故に至った背景や原因の分析のほか、原子力防災対策における問題点などが指摘されておりまして、国においては、新たな規制組織の下で、これらの報告内容を踏まえ、国民の安全・安心を最優先に、原子力発電所の安全対策や防災対策をしっかりと取り組んで頂きたいと考えているところです。

二、四、関連がありますので併せてお答えします。

原子力発電所に対する私の基本的な考え方ですが、原子力発電所には危険性が内在していると認識しており、この内在する危険性をいかに低減させ「地域住民の安全確保」を図っていくかが極めて重要であると考えており、泊発電所の再稼働についても、新たな規制組織の下で、国民の安全・安心を最優先に、国において厳正に審査・判断されるべきものと考えます。

三、ご質問にある部分については、英語版の序文と思われ、承知してません。

五、原子力発電所については、その特殊性から、法律上も様々な安全対策が求められており、特に福島第一原子力発電所のような事故を二度と起こしてはならないといった強い姿勢が重要です。

現在、北海道電力においては、国からの指示に基づき、更なる安全対策が進められておりますが、地域住民の安全・安心の確保を最優先に、一層の安全対策の充実・強化が図られるよう、地元自治体として、強く求めて参りたいと考えます。

六、七、関連がありますので、併せてお答えします。

現在、国においては、オフサイトセンターの立地に関する考え方が審議されており、北海道においても、国のガイドライン案を踏まえ、現在のオフサイトセンターのあり方が議論されてます。

北海道においては、今後、立地に関する道の考え方を整理し、立地候補地の選定作業、有識者専門委員会からの助言等、更には関係自治体の意見、国との協議を経て、立地場所を決定する予定であると伺っています。

現時点では、意見を求める関係自治体の範囲を承知しておりませんが、意見を求められた場合には、道路の状況、年間の風向状況、地盤や地形など、全体を見通した中で、地域住民の安全・安心の確保が図られるよう、意見を述べて参ります。

八、北海道電力に確認したところ、日本原子力学会の「原子力発電所に対する津波を起因とした確率論的リスク評価に関する実施基準二〇一一は考慮していない。」との回答を頂いたところです。

その理由は、この「実施基準」は、津波のリスクに関する確率論的評価の手順を示したものであり、確定論的に津波の高さを求めるものではないとのことです。

防災について

■質　問■

一、本町の防災計画改正の進捗状況についてお尋ねします。

二、政府事故調が原子力災害の複合災害も考慮すべきと述べています。

複合災害という観点にたてば、一般防災、原子力防災を分けてきたこれまでの防災体制を見直し、防災担当組織を二つに分けておく意味がないと考えますが、いかがですか。

三、①、岩内町耐震改修促進計画は防災行政の範疇の計画でしょうか。

②、計画の変更や修正するには法律上の手続きはどのようなものですか。

③、大田議員の保育所施設の耐震化の促進についてとの質問の町長答弁についてお尋ねします。

なにを優先的にするかを決めたのはどなたですか。

④、「ならなかったものであります」と言っていますが、何か町長の意思にかかわらず、目標年次の施設にならなかったものなのでしょうか。

四、津波災害ではいかに早く、避難することが肝要であります。

岩内町での取り組みをお知らせください。

■町　長■

一、現在、道において、津波浸水予測図の見直しを行っており、この結果によっては、避難所や避難経路、防災マップなどが変更となることも想定されます。

津波浸水予測図の見直しに伴った修正や検討が必要となる事項については、その見直し後に具体的な検討を行うこととなりますが、国や道における防災計画の基本的な方針を踏まえての修正や、町の考え方を整理すべき事項については、津波浸水予測図見直しの進捗状況にかかわらず、防災計画の修正作業を進めることが可能であることから、町の計画において修正が必要となる箇所の洗い出し作業を進めている状況にあり、この洗い出しによって得られた課題については、町内部組織や関係機関等との協議・検討を進め、早期に計画の修正が行えるよう取り進めて参ります。

二、原子力発電所施設の安全対策や安全協定など、原子力発電所の安全性に関する事項については、企画産業課の所管ですが、地域防災計画及び泊発電所周辺地域原子力防災計画など、防災対策については、総務財政課の所管となっており、町における防災にかかる事務は、一つの課において一体的に対応することとなっています。

三、①、本計画は『建築物の耐震改修の促進に関する法律』を根拠として定められたものではありますが、防災行政と連携調整を図りながら進めていくものと考えています。

②、本計画の変更や修正を行うに際して、法律上定められた手続きはありませんが、変更後は遅滞なく計画を公表しなければならないとされております。しかしながら、計画において定める対象建築物や耐震化率の目標といった計画の基本的な枠組みについては、上位計画等との調整を図る必要があると認識しています。

③、平成十九年度に策定した『岩内町耐震改修促進計画』における特定公共建築物としての緊急性や、学校施設の耐震化に係る国の交付金制度の充実により平成二十一年及び二十二年に小中学校の耐震改修工事を実施したことにより、結果的に、『地震防災計画』に登載される指定避難施設の耐震化が優先的に図られたものです。

④、特定公共建築物については、法において一定の規模について指導・助言の対象とされており、『北海道耐震改修促進計画』においても率先して耐震化に取り組む必要があるとの位置づけがされていることから町の計画においても優先的に耐震化を進める施設として位置づけ、その他の公共建築物については、建物状況や利用方針を見定めたうえで、耐震化に向けた検討を行うものとしたところです。

計画については、地震災害から町民の生命及び財産を守ることを目的としており、今後も町民の安全確保を最優先に取り組みを進めて参ります。

四、住民の方々に、平常時より自己意識を高めてもらうことが必要であると考えており、買い物や通勤・通学等で利用す

る道路の海抜を確認していただき、できるだけ早く高台に避難してもらうよう、本年度、国道や道道、町道の一部に、北海道電力の電柱を利用して、海抜表示板を設置することとしています。

また、避難にあたっては、災害時要援護者への支援が重要と考えており、現在、避難時の支援に必要となる情報把握を行い、あわせて、得られた情報を地域の町内会・自治会等に提供するための同意調査を行っているところです。

災害時においては、町民自らが、その安全を確保するための方策を取りながら、地域に住む要援護者を支援する取り組みが重要であると考えることから、要援護者を地域全体で支える仕組みが構築されるよう、町内会等への働きかけを行い、町内会等における支援の組織化を図って参りたいと考えています。

町政の執行について

■質　問■

平成二十四年度も前半が終了しようとしています。

平成二十四年度町政執行方針でのべられた施策や事業の進捗状況について順次、お尋ねいたします。

一、地域公共交通の確保について、六月定例会での斉藤議員への町長答弁も踏まえてお答え願います。

二、活力ある産業基盤づくりについて、地域公共交通の確保を除く八項目について、佐藤議員の六月定例会での総合計画についての町長答弁も踏まえお答え願います。

■町　長

一、地域公共交通の確保では、先進事例の調査として本年度に予定している視察先の、候補地選定を進めているとともに、住民ニーズの把握に向けた研究としては、調査事業を実施する場合の手法及び研究項目等について、情報収集を行っているところです。

二、はじめに、漁業振興対策では、マゾイの種苗放流とニシンの放流については終了してますが、現在、ニシン放流後の追跡調査などの結果を解析中であり、前浜資源増大事業と浅海藻場造成事業は継続中です。

また、道立中央水産試験場が本年度から実施しているウニの低温蓄養試験については、岩内産のウニを使って試験を実施中であり、結果を注視します。

農林業振興対策では、中山間地域等直接支払交付金事業、酪農振興対策事業、森林公園管理運営事業の全てが、継続中です。

商工業振興・労働対策では、百七十四店が参加した「プレミアム商品券発行事業」や「軽トラック市」が好評のうちに終了してます。

また、中小企業者への支援策として実施している、融資保証料の助成事業については、継続中です。

雇用対策では、南後志管内の八町村で構成する南しりべし季節労働者通年雇用促進協議会において、季節労働者の通年雇用化を図るための、各種の事業が継続中です。

地場産業サポートセンターでは、深層水の利用拡大を図るため、企業訪問時のPRに継続的に取り組んでいるとともに、食品関連企業等で構成された「いわない食品工業研究会」の協力をいただきながら、深層水を利用した新製品開発などの試験研究も継続中です。

企業立地の推進では、町の優位性をPRしながら、企業や関係団体への訪問を継続的に取り組んでおり、現時点で道外三回、道内十三回、延べで四十件の企業や関係団体を訪問してます。

観光振興対策では、柱となる「第四十回いわない怒涛まつり」が無事に終了し、好評を得たところです。

また、秋の観光シーズンに向け、各種のイベントに参加し、PRに努める予定です。

港湾・海岸事業では、老朽化の進んできた中央ふ頭岸壁（マイナス五・五m）の護岸改良工事について、平成二十四年度から平成二十七年度までの四年間で、全体事業費約二億円、延長百四十一mを事業実施することになってます。

また、海岸保全事業では、一般国道二二九号野束歩道整備について、平成二十四年度に新規事業化となり、調査設計費として五千万円が予算措置されたところであり、今後も着実な整備が図られるよう、引き続き要望して参ります。

広域交通アクセスの整備では、一般国道二七六号「岩内共和道路」の整備について、平成二十五年度の一部供用開始に向けて、舗装工事等が順調に進められているほか、残り区間については、北海道開発局の事業計画に、平成二十六年度供用予定と位置づけられたところです。

また、北海道横断自動車道の整備では、余市～小樽間について平成三十年度供用開始に向けた工事が進められており、黒松内～余市間の早期事業着手とともに、引き続き早期完成に向けた要望活動を実施して参ります。

平成七年四月より五期十八年間、岩内町議会議員を務められました和島国靖氏（享年六十九歳）が、平成二十四年十月八日逝去されました。

ここにご生前のご遺徳を偲び、謹んでご冥福をお祈りいたします。

一般質問の全文は、町のホームページ内「議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式ＨＰ：http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/

編集後記

「議会だより百十八号」をお届けいたします。第三回定例会での一般質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、一般質問の全文を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

平成二十四年八月十九日～二十二日の四日間、原子力発電所問題特別委員会委員が宮城県女川町・青森県六ヶ所村を視察しました。

女川原子力発電所では安全対策として、耐震設計による新事務所の整備や防潮堤（延長六〇〇ｍ、高さ三ｍ、引き波対策）が本年四月に完成されるなど、安全性の確保に向けた対策が進んでおりました。

また、国の緊急安全対策についても、国の指示に基づき防水対策や海水ポンプ室のピット化等が進められており、今後さらなる安全対策を進めることとしておりました。

日本原燃㈱では、現在青森県六ヶ所村にウラン濃縮工場、低レベル放射性廃棄物埋設センター、高レベル放射性廃棄物貯蔵センター、使用済燃料受入貯蔵施設が整備を終え稼働していました。再処理工場は現在試験中で、ＭＯＸ燃料工場が平成二十八年の工場完成に向け建設が進められており、これらの施設は日本の原子燃料サイクルを担う施設として、日本原燃㈱が整備を進めており、国内のエネルギー安定基盤の充実を図るため、研究を進めていく方針であるとのことでありました。

なお、議会だよりで使わせていただきました写真は、ご希望があればデータで差し上げますので、ＵＳＢやＣＤをご用意下さい。

（議会運営委員会）